

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、鶴田町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

【健全化判断比率】

(単位：%)

| 指標名 | 令和元年度決算 | | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---------|-------|---------|--------|
| | | 増減値 | | |
| 実質赤字比率 | － | － | 15.0 | 20.0 |
| 連結実質赤字比率 | － | － | 20.0 | 30.0 |
| 実質公債費比率 | 12.8 | + 0.3 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | 150.2 | +18.1 | 350.0 | |

【資金不足比率】

(単位：%)

| 会計名 | 令和元年度決算 | 経営健全化基準 |
|---------|---------|---------|
| 水道事業会計 | － | 20.0 |
| 下水道事業会計 | － | 20.0 |

(各指標の概要)

○実質赤字比率

普通会計（一般会計、学校給食特別会計及び土地取得特別会計の合算）の実質赤字（繰上充用額＋支払い繰延額＋事業繰越額）の標準財政規模に対する比率であり、当町は実質収支が黒字であるため「－」表示となっています。

○連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、当町は連結実質赤字比率が黒字であるため「－」表示となっています。

○実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（過去3年平均）であり、当町は12.8%となっています。（前年度から0.3ポイント上昇）

○将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、当町は150.2%となっています。（前年度から18.1ポイント上昇）

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足の事業規模に対する比率であり、当町は全ての事業会計において資金不足が発生していないため「－」表示となっています。